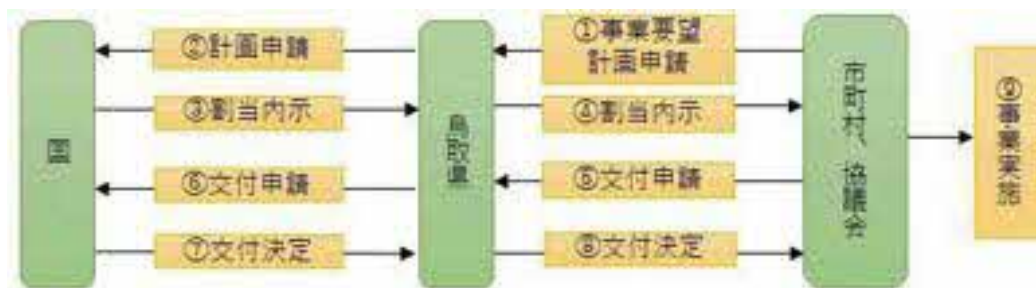


名称	鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業（有機農業拠点創出・拡大加速化事業）
施策対象	市町村
施策主体	鳥取県
対象者	市町村、市町村が参画する協議会
施策概要	「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」（令和5年3月策定）で掲げた令和9年度有機・特別栽培面積2,000ヘクタール、化学肥料使用量の2割低減、化学農薬使用量及び農業用プラスチック排出量の低減に向け、「とっとりエコ・グリーン農業」の取組を総合的に推進します（有機農産物の生産、流通・加工、消費までを地域ぐるみで取り組む市町村の取組を支援します）

支援内容	有機農業の生産から消費まで一貫したモデル先進地区（オーガニックビレッジ）の取組を支援
補助率	定額、機械リース費に係る経費のみ1/2以内（国費のみ）



※計画に変更がある場合を除きみどり交付金関連事業は計画承認省略

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7281
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト	
-------	--

名称	鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業（みどりの事業活動を支える体制整備）
施策対象	市町村
施策主体	鳥取県
対象者	特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定者（特定認定）、 環境負荷低減事業活動実施計画の認定者（みどり認定）のうち有機農業に取り組む者等
施策概要	「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」（令和5年3月策定）で掲げた令和9年度有機・特別栽培面積2,000ヘクタール、化学肥料使用量の2割低減、化学農薬使用量及び農業用プラスチック排出量の低減に向け、「とっとりエコ・グリーン農業」の取組を総合的に推進します。 （有機農業のモデル先進地区（オーガニックビレッジ）に係る特定みどり認定を受けた農業者等を支援）

○支援内容

支援内容	特定環境負荷低減事業活動事業計画等の実施に必要な機械・施設の導入に係る経費を支援。
補助率	機械・施設の導入又は整備に係る経費 1/2以内(国費のみ) 補助上限:機械導入:200万円、施設整備:1,000万円 等

○事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7281
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト	
--------------	--

名称	鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業(とっとりエコ・グリーン農業PR事業)
施策対象	販売事業者
施策主体	鳥取県
対象者	鳥取県内に事業所を有する法人又は個人事業主で、かつ交付申請以前に営業を開始し、農産物の販売実績のある小売、販売事業者等 ※同一補助事業者による申請は、同一年度において原則1回まで
施策概要	「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」(令和5年3月策定)で掲げた令和9年度有機・特別栽培面積2,000ヘクタール、化学肥料使用量の2割低減、化学農薬使用量及び農業用プラスチック排出量の低減に向け、「とっとりエコ・グリーン農業」の取組を総合的に推進します(有機農産物、特別栽培農産物等、環境にやさしい農産物に関する特設コーナーの設置等PRに係る取組を支援します)

○支援内容

支援内容	有機農産物、鳥取県特別栽培農産物、GAP認証農産物、みどり認定生産者の生産した農作物等、環境にやさしい農産物に関する特設コーナーの設置等PRに係る経費 ・外注費 ・会場整備費 ・広告宣伝費 等
補助率	1/2以内 県費のみ 補助上限: 1事業者当たり200千円



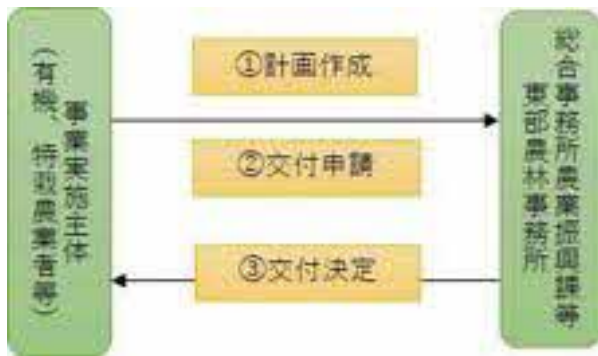
問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7415

関連サイト

名称	鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業(とっとりエコ・グリーン農産物の販路確保支援事業)
施策対象	農業者
施策主体	鳥取県
対象者	有機認証事業者、鳥取県特別栽培農産物認証事業者、JGAP、ASIAGAP、GLOBAL. G. A. P取得者、環境負荷低減事業活動実施計画の認定者(みどり認定生産者) ※食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金の交付対象団体は除く ※同一補助事業者による申請は、同一年度においては原則1回まで
施策概要	「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」(令和5年3月策定)で掲げた令和9年度有機・特別栽培面積2,000ヘクタール、化学肥料使用量の2割低減、化学農薬使用量及び農業用プラスチック排出量の低減に向け、「とっとりエコ・グリーン農業」の取組を総合的に推進します (有機認証事業者、特別栽培農産物認証事業者等が行う消費者PRや販路開拓を支援します)

○支援内容

支援内容	イベント等への参加に係る経費、自ら企画する消費者との交流活動に係る経費、市場及び先進事例等の調査に係る経費(旅費、宿泊費、出展料、会場使用料、バス借上料、機器リース代、トイレ等の試食用資材(試食用農産物・加工品を除く)、外食産業等へのサンプル送料(サンプル代を除く)、パッケージデザイン版下製作費、PR資材製作費等)
補助率	1/2以内 県費のみ 【補助上限額】個人:単年度あたり10万円、法人又は団体:単年度あたり30万円



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7415
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

名称 GAP取組・認証拡大推進事業

施策対象 農業者

施策主体 鳥取県

対象者 新規に認証GAPの審査を受ける県内に農場を持つ生産者

施策概要 GAP取組の拡大を図るため、県内農業者の認証GAPの新規取得に係る経費を助成します

○支援内容

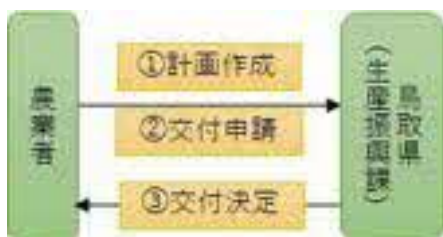
支援内容	新規に認証を取得するのに当たって必要な経費(申請料、審査料、審査判定料、登録費用、認証発行手数料、審査員旅費等、審査・認証機関が受信者に請求する経費)について支援
補助率	1/2以内 県費のみ

○主な要件

- ・JGAP、ASIAGAP、GLOBAL. G. A. Pが対象です。
- ・既に認証取得している方、また過去に取得した事がある方は対象外となります

○申請期限

毎年度2月10日



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7415
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

名称 有機・特別栽培農産物生産技術支援事業

施策対象 農業者

施策主体 鳥取県

対象者 有機JAS認証事業者、鳥取県特別栽培農産物認証事業者、新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得予定(申請日から1年以内)の事業者

施策概要 有機・特別栽培農産物生産技術支援事業:有機農産物及び特別栽培農産物の生産振興を図るため生産、販売並びに消費者交流などに積極的に取り組む実践農家に対して支援する。

○支援内容

支援内容	有機的管理で使用する機器購入費、有機・特別栽培の技術習得のために必要な経費について支援
補助率	機器購入費は事業費の1/3以内(県費のみ・補助金上限は個人、法人・団体いずれも30万円) その他有機・特別栽培の技術習得に必要な経費(旅費、研修会参加費、会場使用料、講師旅費、講師謝金等)は事業費の1/2以内(県費のみ・補助金上限は個人10万円、法人・団体は30万円)

○主要要件

有機・特別栽培農産物生産技術支援事業においては、機器購入又は技術習得が、次に掲げるいずれかの取組みに結びつくものであること

- ・新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得すること
- ・有機認証申請面積又は鳥取県特別栽培農産物認証申請面積を拡大させること
- ・鳥取県特別栽培農産物における節減対象農薬の削減割合を向上させること
- ・法人又は団体における有機・特別栽培農産物の栽培に係る構成員を増やすこと

事業の流れ



問合せ先

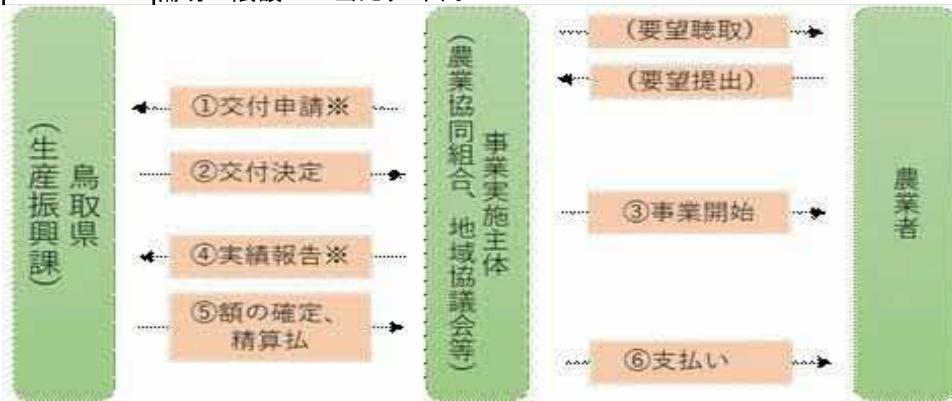
担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7415
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト



名称	肥料価格高騰対策事業
施策対象	農業者
施策主体	鳥取県
対象者	農業協同組合、地域農業再生協議会等
施策概要	地域資源(家畜排せつ物等)の活用促進を行うことで、肥料価格高騰対策による農業経営への影響を緩和し、あわせて「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」(令和5年3月策定)で掲げた化学肥料使用量2割低減に向けた取組の定着を図ります。

支援内容	化学肥料使用量の2割低減に向けた地域資源を活用した堆肥等の利用における以下の掛かり増し経費 <ul style="list-style-type: none"> ・運搬委託費 ・散布委託費
補助率	1/3以内(県費のみ) 補助上限額: 10a当たり2千円



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7415

関連サイト

名称 環境保全型農業直接支払対策事業

施策対象 農業者等

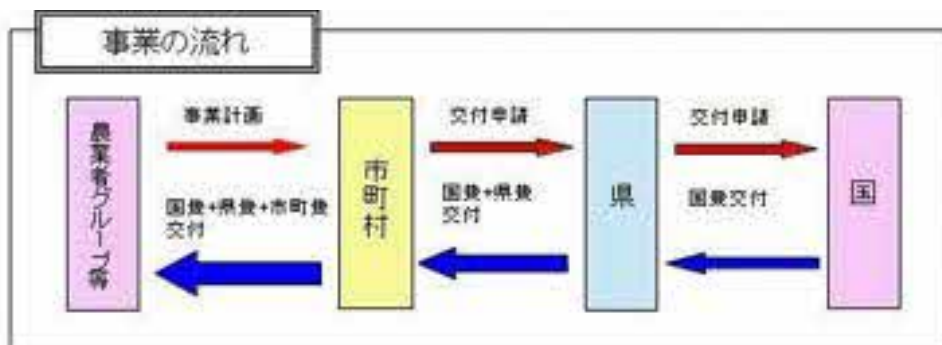
施策主体 鳥取県、市町村

対象者 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

施策概要 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者等の取組面積に対し、直接支援する。

○支援の内容

補助金額・補助率	＜対象取組・交付単価＞		
	全国共通取組	交付単価(円/10a)	
補助金額・補助率	有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000円
		このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。	
		そば等雑穀、飼料作物	3,000円
	堆肥の施用		3,600円
	緑肥の施用		5,000円
	総合防除	そば等雑穀以外	4,000円
		そば等雑穀	2,000円
	炭の投入		5,000円
	取組拡大加算	有機農業の取組拡大に向けた支援	新規面積当たり 4,000円
	補助率：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4		
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ○主作物について販売を目的に生産していること ○環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと ○環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組むこと ○化学肥料・化学合成農薬の5割以上の低減 		



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局農地・水保全課	0857-26-7334
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3171
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/64412.htm>

名称 地球温暖化に対応した農業推進事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者

- ①(水稲)高温障害対策:鳥取県産米改良協会
- ②(水稲)イネカメムシ防除計画策定等経費:市町村
- ③園芸品目暑熱対策:JA、生産組織、法人
- ④酪農暑熱対策:農業者
- ⑤養豚暑熱対策:農業者
- ⑥養鶏暑熱対策:農業者
- ⑦意欲的な生産者による栽培技術実証:農業者、JA等

施策概要

地球温暖化による農作物の生育不良や病害虫の多発、畜産の生産力低下等に対応するため、技術対策や今後に向けた調査研究等を行う。

○支援内容

(1)技術対策

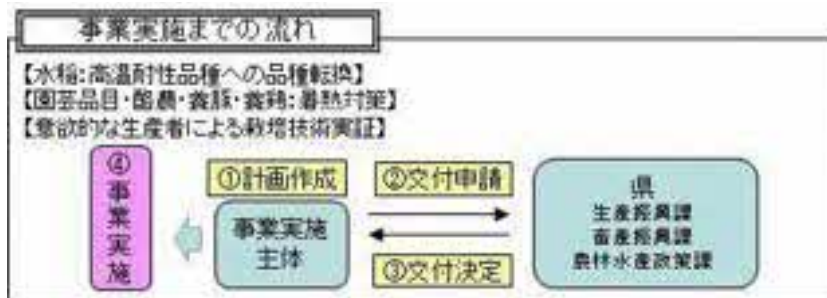
	支援内容	補助率・補助(事業費)上限
①水稲:高温障害対策	高温障害対策に係る啓発活動及び品種転換に係る種子増産対策に要する経費を支援する。	県1/2
②水稲:イネカメムシ防除対策	防除計画策定等に要する経費を支援する。	県1/2

(2)暑熱対策

	支援内容	補助率・補助(事業費)上限
③園芸品目:暑熱対策	施設の昇温抑制資材、灌水設備、冷房設備等の実証に要する経費を支援する。	1/2(県1/3、市町村1/6) 事業費上限額:1,800千円
④酪農:暑熱対策	(1)省エネ・省力化、暑熱対策に資する施設・機械整備導入経費を支援する。 (2)暑熱耐性に優れる種雄牛精液導入経費を支援する。	(1)1/2(県1/3、市町村1/6) 事業費上限額:5,000千円 (2)県1/3
⑤養豚:暑熱対策	暑熱対策に資する施設・機械整備導入経費を支援する。	1/2(県1/3、市町村1/6) 事業費上限額:5,000千円
⑥養鶏:暑熱対策	暑熱ストレスによる産卵率、育成率の低下に対応するための鶏舎への暑熱対策導入経費を支援する。	1/2(県1/3、市町村1/6) 事業費上限額:5,000千円

(3)新規品目実証

	支援内容	補助率・事業費上限
⑦生産者による栽培技術実証	熱帯果樹等の現地実証に要する種苗費・生産資材費等を支援する。	県1/3 事業費上限額:1,000千円



問合せ先

	担当部署	電話番号
①③	農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7649
②	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
④⑤	農林水産部畜産振興局畜産振興課	0859-26-7291
⑥		
⑦	農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589

関連サイト

名称 農地・農業用施設災害復旧事業

施策対象 市町村、土地改良区、農業者等

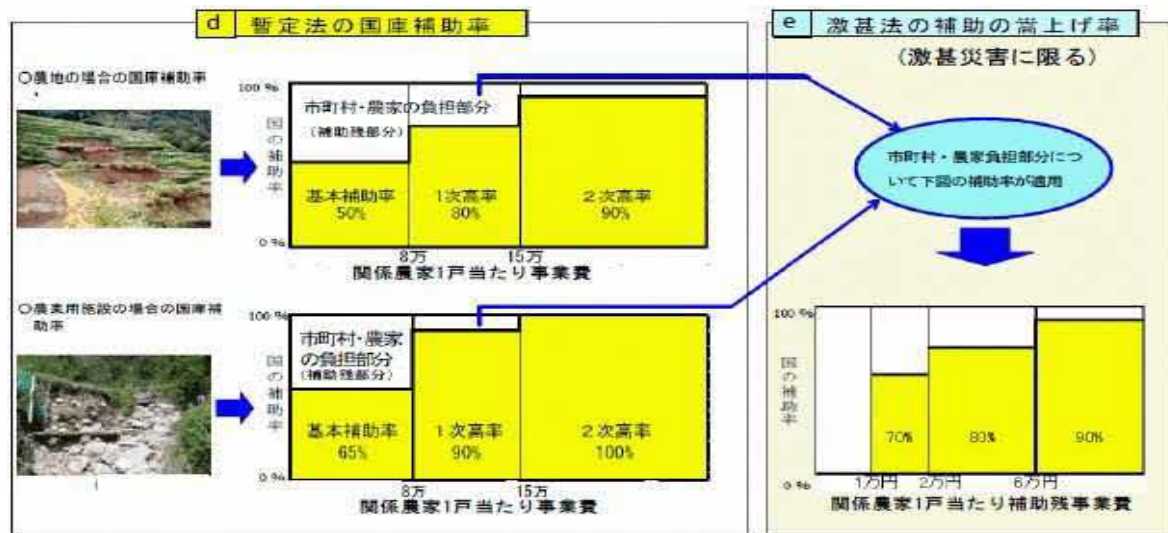
施策主体 鳥取県

対象者 市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合

施策概要 暴風、豪雨、高潮、地震などにより被災した農地や農業用施設を原形に復旧する。

○支援の内容

対象となる施設	a)農地とは耕作の目的に供される土地をいい、現に肥培管理を行っているもの、及び耕作しようとすれば直ちに農地として使用できる休耕地等を対象とする。 b)農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい排水施設、農業用道路並びに農地または農作物の災害を防止するため必要な施設を指す。
対象となる災害原因	a)雨量・・・最大24時間雨量80mm以上又は時間雨量は20mm以上 b)風速・・・最大風速15m/sec以上 c)洪水・・・その地点の水位が警戒水位以上。 d)地震・・・特に震度の定め無し。 e)融雪出水・・・気温の急上昇による雪解けによる出水。
国庫補助	a)対象となる災害復旧事業は、1箇所の工事の費用が40万円以上。 b)農業用施設は、受益戸数が2戸以上が条件。 c)基本補助率は、農地：50%、農業用施設：65%。 d)関係農家1戸当たりの事業費が多くなれば補助率の嵩上げあり。 e)激甚災害に指定された場合は、上記の嵩上げ後の補助残の事業費(市町村・農家の負担分)に応じてさらに補助率の嵩上げあり。 f)農道や水路などの機能確保のための仮設的な工事は、事業主体の判断で応急仮工事が実施可能。実施1箇所当たり20万円以上で仮工事を除く事業費が40万円以上が国庫補助の対象。 g)災害復旧事業の要件に該当し、農道や水路の機能確保のために緊急に災害復旧工事の一部又は全部に着工したい場合は、農政局の承認を得て査定の前に着工(応急本工事)が可能。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局農地・水保全課	0857-26-7325
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3573
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3171
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

名称 中山間地域等直接支払交付金事業

施策対象 農業者等

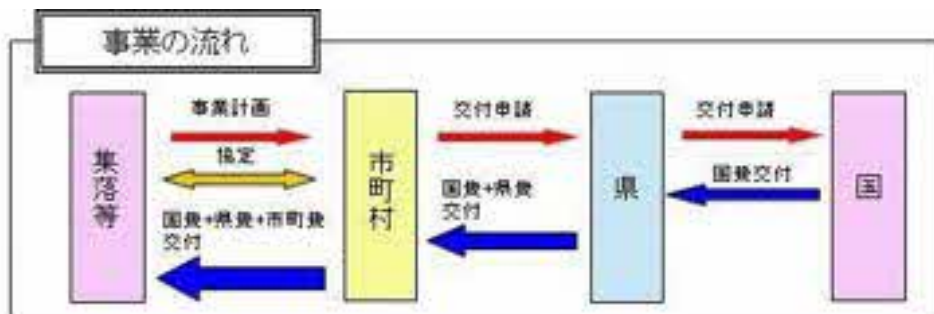
施策主体 鳥取県、市町村

対象者 市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続けることを約束した集落の農業者等

施策概要 特定農山村法や山村振興法等の法律で指定された地域や知事が特に指定する地域について、農用地の農地区分や傾斜に応じて交付金を交付する。

○支援の内容

補助金額 補助率	＜10a当たり交付単価(円)＞		
		急傾斜	緩傾斜
	田	21,000	8,000
	畑	11,500	3,500
	草地	10,500	3,000
	採草放牧地	1,000	300
	① 農業生産活動を継続するための基礎的な活動(上記単価の8割を交付) 例:耕作放棄の防止、水路、農道等の管理、周辺林地の管理等 ② ①に加えてネットワーク化活動計画を作成(上記単価の10割を交付) ③ 加算措置 ・超急傾斜農地保全管理加算(6千円/10a(田・畑)) ・ネットワーク化加算(10千円/10a(田・畑)最大) ・スマート農業加算(5千円/10a(田・畑)) ・棚田地域振興活動加算(10千円/10a(田・畑)) ・棚田地域振興活動加算超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上)(14千円/10a(田・畑)) ・集落機能強化加算の経過措置(3千円/10a(田・畑)) 補助率: 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 (特認地域は全て1/3)		
主な要件	「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用地区域」内かつ「地域計画区域」内の農用地で、傾斜基準等を満足する農用地が1ha以上まとまって存在もしくは集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上。		



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局農地・水保全課	0857-26-7334
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3171
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/64412.htm>

名称 しっかり守る農林基盤交付金

施策対象 市町村、農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 市町村

施策概要 小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に要する経費を市町村に助成し、優良農林地の維持・保全を支援する

○支援内容

主な要件	<p>対象事業は、次に掲げる事業を除いた事業。</p> <p>①当該事業にその市町村の一般財源が一切充当されない事業</p> <p>②当該事業に本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の用途が特定された財源が充当される事業</p> <p>③受益者の数が1以下である事業(知事が別に定める場合を除く)</p> <p>※知事が別に定める場合の「意欲的な農林業者」には災害復旧を行い営農を続ける者を含めても良い。</p> <p>④国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業</p>
補助率	<p>1 市町村事業費の1/2以内 (市町村事業費＝全体事業費－受益者負担事業費)</p> <p>以下のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村負担率が、市町村交付金で農林基盤の整備に適用した負担率未満の場合 ・市町村交付金で実績がない事業で、受益者負担率が2割を超える場合 ・災害復旧交付額による災害復旧の場合 <p>2 市町村交付金時の市町村負担率＋受益者負担軽減率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村負担率が、市町村交付金で農林基盤の整備に適用した負担率以上の場合 ※上限1/2 <p>3 全体事業費の1/2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村交付金で実績がない事業で、農家負担率が2割以下の場合

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局農地・水保全課	0857-26-7326
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3171
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

名称	農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金					
施策対象	農業者等					
施策主体	日本政策金融公庫(農林水産事業)					
対象者	①土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者 ②5割法人・団体(構成員又は資本金等の過半を農業者が占めている法人・団体) ③農業振興法人					
施策概要	○支援内容 ・農業基盤整備資金 農地・牧野の新設、改良、造成及び復旧にかかる事業に対し、低金利での資金貸付を行う。 ・担い手育成農地集積資金 農用地集積を条件とする経営体育成促進事業等に対し、無利子での資金貸付を行う。当該資金は単独ではなく農業基盤整備資金との組み合わせによって融資を受ける。					
問合せ先	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本政策金融公庫 鳥取支店 農林水産事業</td> <td>0857-20-2151</td> </tr> </tbody> </table>		担当部署	電話番号	日本政策金融公庫 鳥取支店 農林水産事業	0857-20-2151
担当部署	電話番号					
日本政策金融公庫 鳥取支店 農林水産事業	0857-20-2151					
関連サイト	http://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/kiban_shikin/					

名称 土地改良施設維持管理適正化事業

施策対象 土地改良区、土地改良区連合、市町村、その他団体

施策主体 鳥取県

対象者 鳥取県土地改良事業団体連合会

施策概要 団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、頭首工、揚排水機、樋門、水門、ため池、水路、畑かん施設)の機能保持と耐用年数を確保するため、土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、定期的な整備補修を実施する。

○支援の内容

主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 管理指導事業又は機能保全計画において必要と認められた整備補修 団体営規模以上の事業により造成された施設 1地区あたりの年事業費が200万円以上 <p>(地域の農業生産基盤の保全等に関する計画(通称「水土里ビジョン」)に位置付ける施設の土地改良区(連合)による整備補修は、100万円以上(水土里ビジョン型))</p>
補助率	<ul style="list-style-type: none"> 国費:3/10(水土里ビジョン型は4/10) 県費:3/10、 事業主体4/10(うち、3/10は5年間で積立、1/10は事業実施年度に拠出) <p>また、水土里ビジョン型は3/10で、事業実施年度に6/100を拠出し、以降4年間、毎年6/100ずつ積立</p>
対象工事の例	<ul style="list-style-type: none"> 機能低下防止、機能回復のため、5年に1回程度の頻度で行う必要のある整備補修 災害防止その他保安上又は設備の性能の向上等により、管理の効率化と労力節減を図るために必要とされる施設本体の付帯設備の改善等 管理の効率化と労力節減を図るために必要となる施設の一部更新

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局農地・水保全課	0857-26-7326
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9673

関連サイト

名称 多面的機能支払交付金事業

施策対象 農業者等

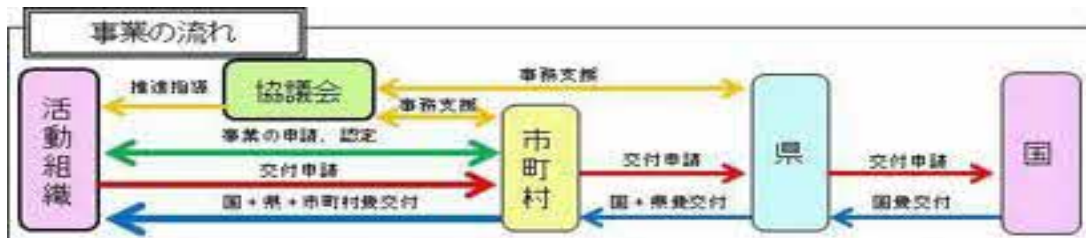
施策主体 鳥取県、市町村

対象者 多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織等。ただし、農地維持支払において農業者のみの組織でも取組可能。

施策概要 地域住民が将来の農地や水路などを保全するための保安全管理構想を策定することを前提に、地域全体で行う農地や農業用水等の地域資源の保全・向上活動を支援する。

○支援の内容

支援内容	<p>農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の長寿命化のための補修・更新の取組に必要な経費を支援する。</p> <p>①農地維持支払を交付するのに要する経費 ②資源向上支払(共同活動)を交付するのに要する経費 ③資源向上支払(長寿命化)を交付するのに要する経費 ④防災・減災地域共同活動支払を交付するのに要する経費</p>
補助率 補助上限	<p><10a当たり交付単価(円)></p> <p>①農地維持支払…基本交付単価：水田3,000円/10a、畑2,000円/10a ②資源向上支払(共同活動)…基本交付単価：水田2,400円/10a、畑1,440円/10a</p> <p>②に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合、田400円/10a、畑240円/10a加算 ・上記に加え構成員のうち非農業者等が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の8割以上が毎年度参加する場合、田400円/10a、畑240円/10a加算(継続地区のみ) ・水田の雨水貯留機能強化(田んぼダム)の推進について、資源向上支払(共同活動)の交付を受ける田面積の1/2以上で取組む場合、田400円/10a ※農地・水保安全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、基本交付単価に0.75を乗じた額 ・環境負荷低減の取組への支援…交付単価： 長期中干800円/10a、冬季湛水4,000円/10a、夏季湛水8,000円/10a、中干し延期3,000円/10a、江の設置等4,000円/10a(作溝実施) 3,000円/10a(作溝未実施) ・組織の体制強化への支援…交付単価：40万/組織 <p>③資源向上支払(長寿命化)…基本交付単価：水田4,400円/10a、畑2,000円/10a ・補助率：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4</p> <p>④防災・防災地域共同活動支払…基本単価：水田4,400円/10a、畑2,000円/10a ・補助率：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4</p>
主な要件	<p>①農地維持支払【農業者のみ、又は農業者以外の地域住民を含む組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔の草刈り、水路の泥上げ等の地域資源の基礎的保全活動 ・今後の地域の農業のあり方を検討した地域資源保安全管理構想の作成 <p>②資源向上支払(共同活動)【農業者以外の地域住民を含む組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路や農道等の軽微な補修、植栽等による農村環境保全活動 ・環境負荷低減の取組への支援として、化学肥料と化学合成農業を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷低減に取り組む面積が増加すること ・組織の体制強化への支援として、広域活動組織の設立と活動支援班の設置を併せて行うこと <p>③資源向上支払(長寿命化)【農業者のみ、又は農業者以外の地域住民を含む組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路や農道、ため池等の地域資源の長寿命化のための活動 <p>④防災・防災地域共同活動支払【農業者のみ、又は農業者以外の地域住民を含む組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設について、地域の共同活動で行う補修・更新等の活動



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局農地・水保全課	0857-26-7334
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3171
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9673

関連サイト

名称 **ため池防災減災対策推進事業**

施策対象 市町、集落、土地改良区、事業申請人

施策主体 鳥取県

対象者 市町、集落、土地改良区、事業申請人

施策概要 農村地域防災力向上を図るため、ため池ハザードマップ作成、ため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金軽減などハード・ソフト両面から、ため池防災・減災対策を総合的に実施。

<事業の概要>

(1)調査推進事業

区分	事業内容	事業主体	補助
ため池ハザードマップ作成	ため池が決壊した場合の浸水被害想定図を基に、関係住民によるワークショップを実施し、初動体制や避難ルートの検討等を行う場合に経費支援	市町	①国庫
ため池防災・減災システム整備	ため池による災害防止や減災の観点から、監視体制の強化や防災活動を支援するための簡易な機器の設置に対し支援	市町 集落 土地改良区	①国庫 ②単県
ため池防災訓練支援	ため池ハザードマップに基づいた防災訓練等の実施に要する経費を支援	市町	①国庫

(2)保全対策事業

区分	事業内容	事業主体	補助
旧農業用ため池廃止	不要なため池のうち、決壊した場合に人家・人命等に影響があるものを対象に、貯水機能を廃止する。	市町 集落 土地改良区	①国庫 ②単県
ため池付帯施設整備	ため池の管理上支障となる付帯施設の軽微な補修、改良を行う。		②単県
ため池浚渫	日本型直接支払等による維持管理体制の強化を前提に、堆積土の除去を行う。		②単県

(3)ため池整備推進交付金

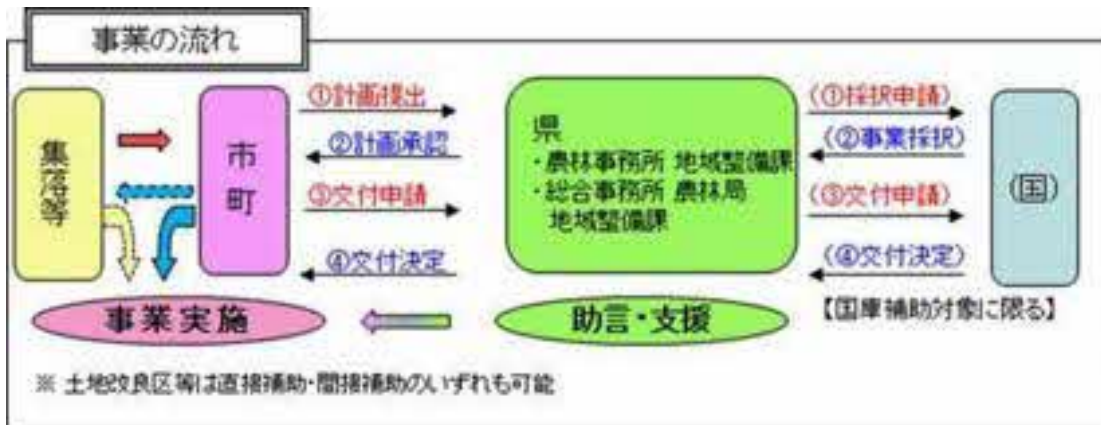
区分	事業内容	事業主体
ため池整備推進交付金	農家1戸当たりの工事負担金が10万円を超える場合に、10万円を超える部分に対し、漸増方式で助成する。平成27～令和12年度までの採択地区に限る。	事業申請人

①国庫補助:定額補助(10/10)

②単県補助:市町村事業費の1/2以内(市町村事業費=全体事業費-受益者負担事業費)

<主な要件>

事業実施期間は平成27～令和12年度まで。調査推進事業、保全対策事業は国庫補助事業の活用を優先。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部 農業振興局農地・水保全課	0857-26-7323
農林水産部 東部農林事務所 地域整備課	0857-20-3573
中部総合事務所 農林局 地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所 農林局 地域整備課	0859-31-9663

関連サイト

名称 **ため池監視システム導入推進事業**

施策対象 市町、土地改良区、農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 市町

施策概要 防災重点農業用ため池における異常気象時等の遠隔監視による安全確保及び避難体制強化を図るため、ICTを活用した監視装置導入を推進し、決壊等による犠牲者ゼロを目指す。

<事業内容>

<p>ア ため池監視装置設置</p> <p>事業主体: 県 【令和4～8年度】 事業量: 113箇所</p>	<p>○防災重点農業用ため池を対象に、監視カメラ・水位計等の監視装置を設置する。(装置導入の加速化及び導入後の防災連携構築を図るため、令和4年度から8年度まで、県による集中的設置に取り組む。県で設置した施設は市町へ譲与。)</p> <p>○画像やデータ情報をため池管理者のみならず、下流住民や行政の防災担当部局等で共有することにより、異常気象時の避難開始判断の充実や管理者による現地確認作業回避を図る。</p> <p>→ 鳥取県HP(とりネット)から閲覧可能</p>
<p>イ 監視装置使用に係る通信料等への支援</p> <p>事業主体: 市町村 補助率: 国: 1/2以内, 県: 1/4以内(市町負担と同額以内), 上限45千円/箇所)</p>	<p>監視装置使用に係る通信料、システム利用料、メンテナンス費用等のランニングコストについて、支援を行う。</p> <p>【要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 防災重点農業用ため池に係るものであること。 2. 該当ため池に係るハザードマップが作成されていること、又は、作成される見込みがあること。 3. 画像、水位データ等の情報が誰でも閲覧できるものであること。

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部 農業振興局農地・水保全課	0857-26-7323
農林水産部 東部農林事務所 地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所 農林局 地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所 農林局 地域整備課	0859-31-9663

関連サイト

名称

鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金(国庫事業)

施策対象

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援する。

施策主体

県、市町村

対象者

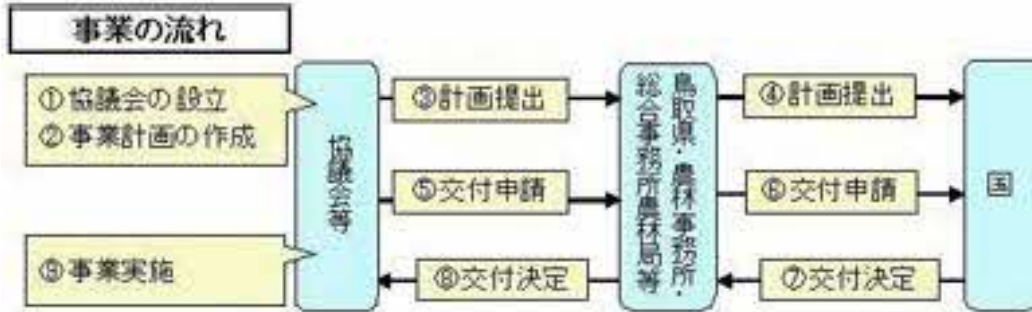
市町村、農林業関係団体(農協、農業共済、森林組合、漁業協同組合)、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される協議会およびその構成員

施策概要

- 推進事業(ソフト)
捕獲機材の整備、捕獲に関する専門家の育成支援等
- 整備事業(ハード)
侵入防止柵の整備等

○支援内容

区分	事業内容	事業実施主体	補助率
整備事業(ハード)	・侵入防止柵等の被害防止施設の整備 ・捕獲鳥獣の処理加工施設等の整備	地域協議会(市町村、農林漁業団体、猟友会等で構成)又は市町村	定額又は1/2 ※侵入防止柵の設置を自力で行う場合は資材費相当分を定額補助
推進事業(ソフト)	・捕獲機材の整備 ・講習会の開催、調査の実施、人材育成支援等 ・大型排水管を利用した埋設設備の整備 ・ICTを活用したスマート鳥獣対策モデル事業の実施	地域協議会	定額又は1/2 ※但し、1/2補助の適用で緩衝帯整備等を行う場合は、県・市町村が嵩上げで、地元負担はなし
緊急捕獲事業(ソフト)	・イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ハクビシンに係る捕獲活動経費等	地域協議会又は市町村	定額



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局鳥獣対策課	0857-26-7632
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3162
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

名称 鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金

施策対象 野生鳥獣による農林水産物等への被害を減少させるため、侵入防止柵の設置や有害鳥獣捕獲等を支援する。

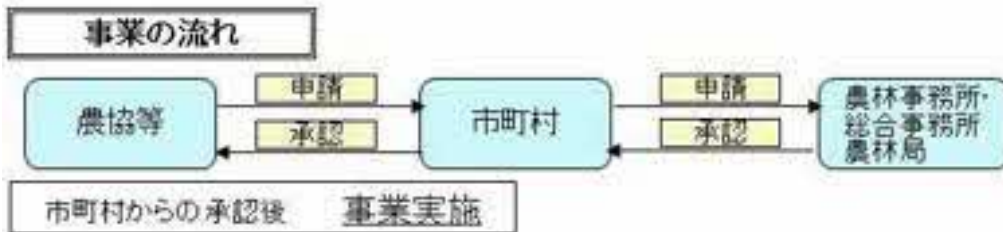
施策主体 県、市町村

対象者 市町村、農協等（農業協同組合、森林組合、2戸以上の農業者等で組織する任意の組織、認定農業者等）、市町村や農協及び猟友会等で組織する地域協議会

施策概要
 ○侵入を防ぐ対策：侵入防止柵等の設置、追い払い用具の導入
 ○個体数を減らす対策：有害鳥獣捕獲に係る活動費、捕獲従事者育成に係る経費、捕獲奨励金、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して行う簡易埋設設備の設置、水質調査費
 ○周辺環境を改善する対策：鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して行う緩衝帯等の設置

○支援内容

区分	事業内容	事業実施主体	補助率
侵入を防ぐ対策	侵入防止柵等の設置、追い払い用具の導入等	市町村 協議会 農協等	事業費の2/3を補助 (県1/3、市町村1/3)
個体数を減らす対策	有害鳥獣捕獲に係る活動費	市町村	県1/2、市町村1/2
	捕獲奨励金 (県補助上限単価) シカ(猟期外):5千円、シカ(猟期):2.5千円、イノシシ(猟期外)成獣:2.5千円・幼獣:3.5千円、ヌートリア:1.5千円、アライグマ:5千円、ハクビシン:1.5千円	市町村	県1/2、市町村1/2
	鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して行う簡易埋設設備の設置	協議会	県1/2、市町村1/2 (交付金上限単価の超過部分に限る)
	鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して行う簡易埋設設備の水質調査に係る費用	市町村 協議会	県1/2、市町村1/2
周辺環境を改善する対策	鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して行う緩衝帯等の設置	協議会	事業費の1/2を補助 (県1/4、市町村1/4)



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局鳥獣対策課	0857-26-7632
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3162
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

名称	豚熱感染確認区域内野生イノシシジビエ利用支援事業費補助金
施策対象	ジビエ解体処理業者
施策主体	鳥取県、市町村
対象者	食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可を取得し、かつ「【鳥取県版】豚熱感染確認区域における野生イノシシジビエ利用マニュアルの承認を受けたジビエ解体処理業者
施策概要	豚熱感染確認区域(野生イノシシ陽性確認地点から半径10km圏内の区域)において捕獲された野生イノシシをジビエとして利用するに当たり、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づき行う遺伝子検出検査、血液PCR検査により豚熱感染が確認された個体等の廃棄を支援することにより、本県における野生イノシシのジビエ利用を促進することを目的として交付する。

○支援内容

事業実施主体	解体処理業者 ただし、食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可を取得し、かつ「【鳥取県版】豚熱感染確認区域における野生イノシシジビエ利用マニュアル(令和6年10月8日付第20240016190号農林水産部長通知)」2の3)に基づく承認を受けた事業者であること
県補助率	補助対象経費の1/2 (市町村を通じた間接補助事業。市町村負担は任意)
申請先	所管の地方事務所(八頭郡においては東部農林事務所、日野郡においては西部総合事務所)
補助対象経費	豚熱陽性個体及び県が指定する要廃棄物(廃棄の用に供される資材を含む)の処分にかかる輸送費及び焼却費(当該年度の4月1日以降に係る事業に要した経費について対象とする。) ・輸送費 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という)第14条第1項の規程に基づき、鳥取県知事又は鳥取市長の許可を受けた産業廃棄物収集・運搬業者が行うものに限る。 ・焼却費 廃掃法第14条第6項の規程に基づき、鳥取県知事又は鳥取市長の許可を受けた産業廃棄物処分業者が行うものに限る。 ・廃棄の用に供する密閉容器 事業実施年度に購入し、かつ、焼却処分に用いた容器のみを間接補助対象経費とする。

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部東部農林事務所農業振興課 農商工連携チーム	0857-20-3654
	中部総合事務所農林局農業振興課 農商工連携チーム	0858-23-3163 0858-23-3164
	西部総合事務所農林局農林業振興課 農商工連携チーム	0859-31-9768 0859-31-9648
	市場開拓局食パラダイス推進課	0857-26-7853

関連サイト	
-------	--

名称

**中山間地域の暮らしを支える仕事づくり支援事業
(農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業)**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

宿泊事業者(*1)、民泊推進協議会(*2)、市町村、個人、団体
 *1:農家の自宅等を活用して家主居住型で農山漁村等地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する宿泊施設を開業する者または既に開業している者
 *2:鳥取県内の周辺地域で教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者以上(個人含む)で構成される連携事業者

施策概要

特色ある宿泊体験を中心に農山漁村における地域資源を活用したコンテンツ(観光素材)づくりや、これらを結びつけた魅力ある滞在エリアの創造を支援します。

●支援の内容

内容	補助対象経費	補助率等
①農山漁村宿泊体験・交流メニューづくり	提供する特色ある体験メニュー・商品の開発に要する経費、宿泊施設の開業及び利用客拡大に伴う宣伝費、開業する際の許認可申請等に要する経費等	【事業実施主体】宿泊事業者 【補助率】2/3(県費のみ) 【補助上限額】500千円
	民泊受入家庭確保のための掘り起こし活動、地域ぐるみで「おもてなし」を向上させる取組に必要な経費等	【事業実施主体】民泊推進協議会 【補助率】2/3(県費のみ) 【補助上限額】 構成6者以下600千円 構成7者以上1,000千円
②伝統的な農山漁村生活体験等を提供するための宿泊施設等の整備 ※市町村を通じた間接補助	施設の内装や外装の改修、宿泊者が利用する風呂、トイレ等の改修等に係る経費等(宿泊者専用の設備・器具に限る)	【事業実施主体】市町村、宿泊事業者、民泊推進協議会 【補助率】1/2 (県費1/3、市町村1/6以上) 【補助上限額】県1,000千円 ただし、民泊推進協議会が認める事業者は県2,000千円
③農山漁村における体験メニューを提供(教育旅行等)する宿泊施設等の整備 ※市町村を通じた間接補助	宿泊者が利用する浴室、台所、トイレ、宿泊者用寝室の畳の張替え等の改修及び施設のバリアフリー化に要する経費等	【事業実施主体】市町村、宿泊事業者、民泊推進協議会 【補助率】1/2 (県費1/3、市町村1/6以上) 【補助上限額】県300千円
④お試し体験受入	試行的に行う場合に必要なるレンタル備品や消耗品等の購入、視察・研修、外国人観光客を試行的に受け入れる場合に必要なる経費(通訳料、翻訳料、パンフレット等外国語案内ツール作成に係る経費等)等	【事業実施主体】個人、団体、宿泊事業者、民泊推進協議会 【補助率】1/2 【補助上限額】県150千円

●募集期間等

随時受付

問合せ先

担当部署	電話
輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局中山間・地域振興課	0857-26-7961
輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課	0857-26-7273
地域社会振興部東部地域振興事務所東部振興課地域振興担当	0857-20-3664
地域社会振興部東部地域振興事務所八頭振興課地域振興担当	0858-72-3880
中部総合事務所県民福祉局中部振興課地域振興担当	0858-23-3298
西部総合事務所県民福祉局西部振興課地域振興担当	0859-31-9606
西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課	0859-72-2080

関連サイト

名称 安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金

施策対象 集落等

施策主体 市町村

対象者 市町村への間接補助(市町、市町が認める広域的運営組織、集落(自治会)、住民団体、NPO、個人事業主、企業等)

施策概要 地域・集落の「生活機能の維持・確保」、「地域・集落基盤(拠点)の創設・強化」に資する新たな取組に対して市町村を介して支援する。

	事業内容	負担割合、県上限額等
①生活機能の維持・確保(ソフト)	市町村が安心して住み続けられるふるさとづくりに向けて新たに行う生活機能の維持・確保の取組や地域・集落基盤(拠点)の創設・強化の取組等	補助率:1/2 上限額:500万円/拠点
②地域・集落基盤(拠点)の創設・強化(ハード・加算)	上記①に関連する拠点(施設)の改修等	補助率:1/2 上限額:1,000万円/拠点

問合せ先

担当部署	電話
輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局中山間・地域振興課	0857-26-7390
地域社会振興部東部地域振興事務所東部振興課地域振興担当	0857-20-3664
地域社会振興部東部地域振興事務所八頭振興課地域振興担当	0858-72-3880
中部総合事務所県民福祉局中部振興課地域振興担当	0858-23-3298
西部総合事務所県民福祉局西部振興課地域振興担当	0859-31-9606
西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課	0859-72-2080

関連サイト

名称	とっとり共生の里保全活動推進事業(とっとり共生の里、むら・まち支え合い共生の里)
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	市町村(間接補助事業者:農山村集落・地域)
施策概要	農山村集落等が企業・団体または市街地住民組織(地区公民館、自治会等)と協働で行う農地や農業用水路、ため池、農道の保全活動や、交流事業、農作物の生産、農産加工品の製造・販売等の取り組みなどを通じて、持続可能な農業の振興と農山村の活性化を図る。

○支援の内容

農山村集落等と企業・団体または市街地住民組織が協働で行う地域資源保全活動や、農作物の生産、農産加工品の製造・販売などの取り組みに必要な経費を支援する。

共生の里推進加速化事業

事業対象	農山村集落等と企業等が協働で実施する共生の里の活動に要する経費
補助率、補助上限	10/10(県2/3、市町村1/3) 協定締結に向けた単年活動:上限 210千円/年・地区 3年目まで:上限 600千円/年・地区、4年目以降:上限300千円/年・地区

むら・まち支え合い共生促進事業

事業対象	農山村集落等と団体・市街地住民組織等が協働で実施するむら・まち支え合い共生の里の活動に要する経費
補助率、補助上限	10/10(県2/3、市町村1/3) 協定締結に向けた単年活動:上限 210千円/年・地区 2年目まで:上限 390千円/年・地区、3年目:上限195千円/年・地区

○主要要件

活動対象の地域は、過疎地域、振興山村及び特定農山村地域のいずれかの地域が位置する市町村とする。

〔活動期間〕 共生の里:5年間、むら・まち支え合い共生の里:3年間

※両事業とも協定締結に向けた単年度活動への補助あり

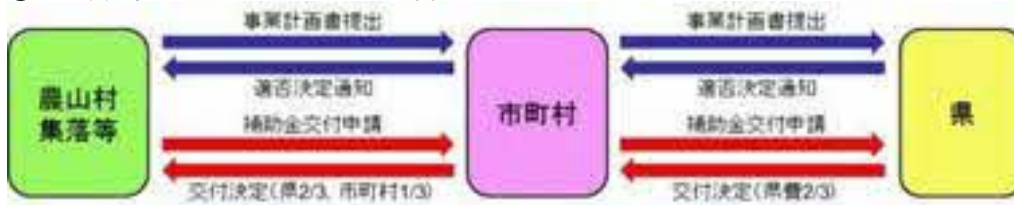
○事業の流れ

<単年の場合>

- ①農山村集落、企業・団体及び市街地住民組織、市町村、県の4者で打合せ
- ②実施希望年度に事業計画書等の作成及び補助金申請

<長期の場合>

- ①農山村集落、企業・団体及び市街地住民組織、市町村、県の4者で協定締結
- ②協定期間中の事業計画概要書作成
- ③毎年度、事業計画作成及び補助金申請



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興局農地・水保全課	0857-26-7334
	農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
	中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3171
	西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/247895.htm	



\\ 美味しすぎてショック! //

食パラダイス鳥取県

Food Paradise Tottori Prefecture 美食天堂鳥取県 美食大國鳥取縣 聖의 천국 美토토리현

編集：鳥取県農林水産部農林水産政策課